

# 救援規程適用申請書綴

2020年度改訂

高教組規約（救援規程第二条3項）には「組合員の相互扶助の精神を達成するため組合員及び組合の事務に専従するものが次の各号に該当した場合は、この規定により、祝金、見舞金、餞別金、弔慰金を支給する」という規程があります。それに基づき、次の各号の申請用紙を配布しますので、活用ください。

- (1) **結婚**（第二条第3項第一号）・・・・・・・・・・10,000円  
＜必要事項＞ ①結婚年月日の申告  
②結婚相手の名前（旧姓）の申告  
※配偶者も組合員の場合は、それぞれが請求可能。
- (2) **出産**（第二条第3項第二号）・・・・・・・・・・10,000円  
＜必要事項＞ ①出産年月日の申告  
②子供の名前の申告  
※配偶者も組合員の場合は、それぞれが請求可能。
- (3) **慰労金**（第二条第3項第三号）・・・・・・・・・・10,000円  
＜必要事項＞ ①満20年以上の組合員が対象 ※高教組本部の書記と確認
- (4) **長期療養**（第二条第3項第四号）  
入院2週間で10,000円、通院1ヵ月で10,000円、入院、通院通算3週間で10,000円、入院1ヵ月以上で20,000円。  
＜必要事項＞ ①入院または通院の期間の申告  
②診断書（コピーでも可）の提出（なければ、領収書でも考慮）
- (5) **災害**（第二条第3項第五号）  
火災、台風、地震等による半壊および床上浸水は25,000円、全壊は50,000円。  
＜必要事項＞ ①被災年月日の申告  
②「り災届証明書」などの「状況報告書」の提出  
※間借、借家の場合は、物品に被害があった場合に適用する。
- (6) **退職**（第二条第3項第六号）・・・・・・・・・・10,000円  
＜必要事項＞ ①退職年月日の申告 ②退職理由の申告  
※分会毎にまとめて提出していただくので、個人用の申請用紙はありません。
- (7) **死亡弔慰金**（第二条第3項第七号）・・・・・・・・・・30,000円  
＜必要事項＞ ①死亡年月日の申告 ※申請は分会長印でも可。



1. **各申請の有効期間は、基本的にその事由の発生した日から3年間とします。**  
但し、育児休業等のために3年以上経過した場合は、高教組本部へお問い合わせ下さい。
2. 臨時採用教職員部は、(3)慰労金と(6)「退職」以外は適用されます。